三沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和５年３月

青森県三沢市

■目次

1. 背景 ……2
（1） 気候変動の影響
（2） 地球温暖化対策を巡る国際的な動向
（3） 地球温暖化対策を巡る国内の動向
(4) これまでの行動計画の策定状況
2. 基本的事項……6
（1） 目的
（2） 対象とする範囲
（3） 対象とする温室効果ガス
（4） 計画期間
（5） 上位計画及び関連計画との位置付け
3. 温室効果ガスの排出状況 ……8
（1） 「温室効果ガス総排出量」
（2） 温室効果ガスの排出量の増減要因
4. 温室効果ガスの排出削減目標…… 10
（1） 目標設定の考え方
（2） 温室効果ガスの削減目標
5. 目標達成に向けた取組 …… 11
（1） 取組の基本方針
（2） 具体的な取組内容
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表…… 14
（1） 推進体制
（2） 点検・評価・見直し体制

1. 背景

（1）気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年８月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第６次評価報告書第１作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

（2）地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書Ⅰ国（いわゆる先進国）と非附属書Ⅰ国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、５年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、２℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

（3）地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年４月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削

減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和３年６月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和３（2021）年６月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、５年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表１　地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量（単位：億t-CO2）		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO_2		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲７%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO_2、メタン、N_2O		1.34	1.15	▲14%	▲８%
HFC等４ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	（▲0.37億t-CO_2）
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で１億t-CO_2程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>

2021 年 10 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年９月時点ではわずか４地方公共団体でしたが、2022 年 12 月末時点においては 823 地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、１億 2,448 万人を超える計算になります。

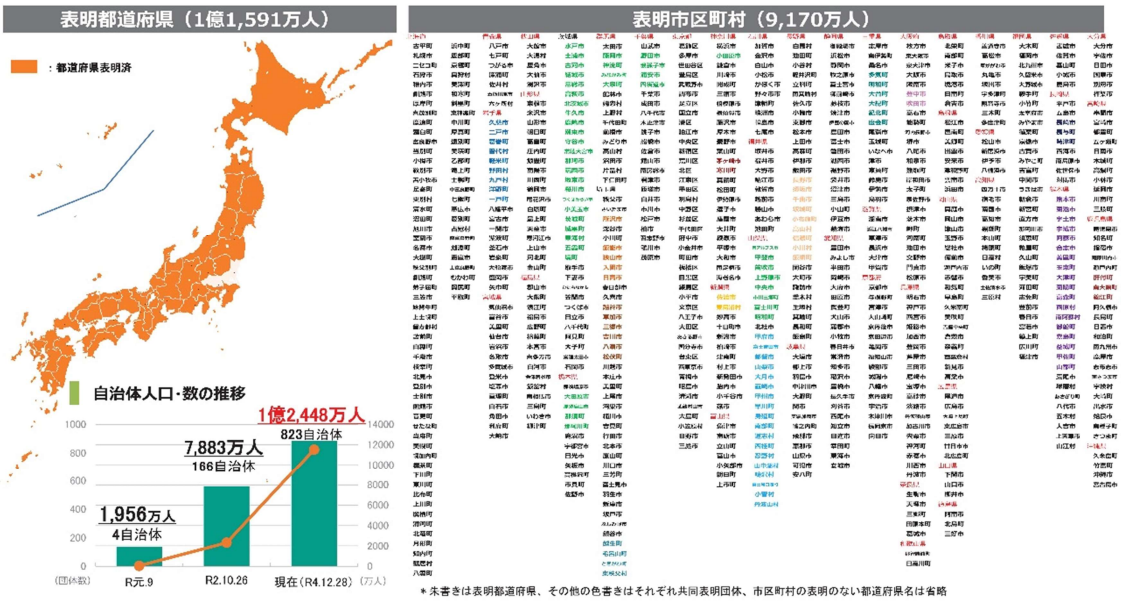

図 2　2050 年　二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省（2022）「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」
<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>

（4）これまでの行動計画の策定状況

「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）」第２１条に規定する「地方公共団体実行計画（事務事業編）」では、市町村の行う事務及び事業に関して、自治体が「温室効果ガスの量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」を策定し、計画期間や目標、具体的な措置の内容について定めることとしています。

本市では、平成１６年１２月に国際規格である ISO１４００１の認証取得、平成１９年１２月の認証期間満了に伴い、平成２０年度から三沢市役所エコオフィスプランを策定し市の事務・事業により排出される温室効果ガスの発生抑制に取り組んできました。

このたび、対象とする範囲の見直しを行うことから、エコオフィスプランを改め、本計画（事務事業編）に統合し、2019 年度（令和元年度）を基準年度として策定いたします。

なお、見直しにあたっては「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（環境省大臣官房環境計画課令和４年３月）」を参考としました。

2. 基本的事項

（1）目的

三沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「三沢市事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、三沢市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

（2）対象とする範囲

三沢市事務事業編の対象範囲は、市長部局、上下水道部、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、消防本部、三沢病院とします。

（3）対象とする温室効果ガス

温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質ですが、事務事業編では、三ふっ化窒素（NF_3）を除く、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF_6）の6種類が算定対象とされております。

三沢市事務事業編では二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素を対象とし、排出量が極めて微量で、かつ排出量の把握が困難である残り3種類の温室効果ガスを除外します。

（4）計画期間

2023年度から2030年度末までを計画期間とし、計画開始から5年後の2027年度に、計画の見直しを行います。なお、目標年度における温室効果ガス排出量削減目標の設定は、2019年度を基準とし計画します。

項　目	年　度								
	2019	･･･	2023	2024	2025	2026	2027	･･･	2030
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画見直し		目標年度
計画期間			→	→	→	→	→	→	→

図3　計画期間のイメージ

（5）上位計画及び関連計画との位置付け

三沢市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び三沢市総合振興計画に即して策定します。

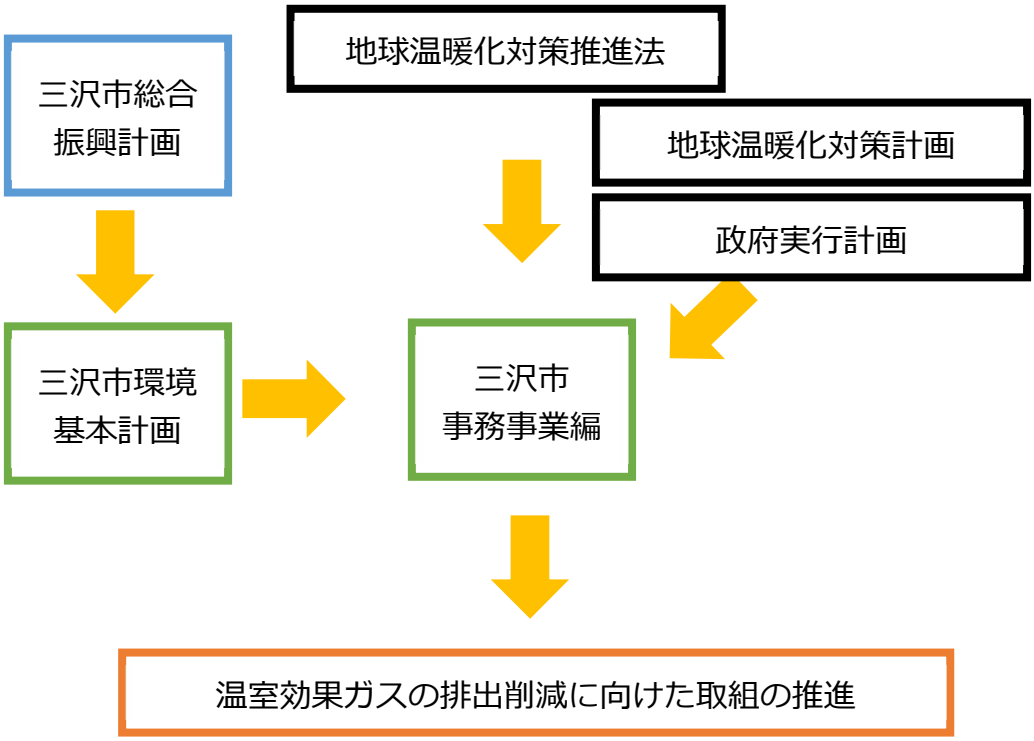

図４　三沢市事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

（1）「温室効果ガス総排出量」

三沢市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2019 年度において、26,932t-CO_2 となっています。

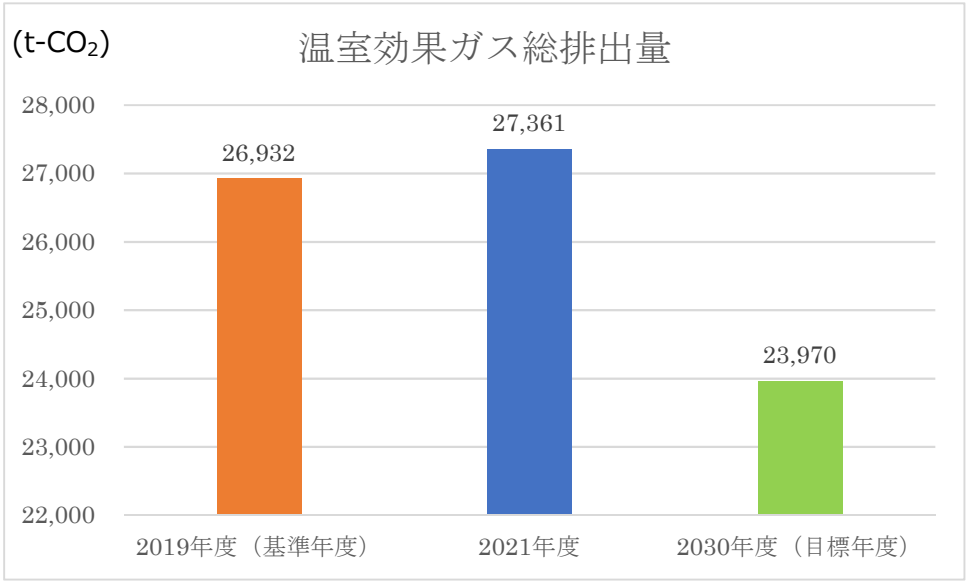

図 5　三沢市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

また、エネルギー種別では、電気が全体の 67%を占め、次いで A 重油 28%、灯油 3%、ガソリン 1%、LPG1%となっています。

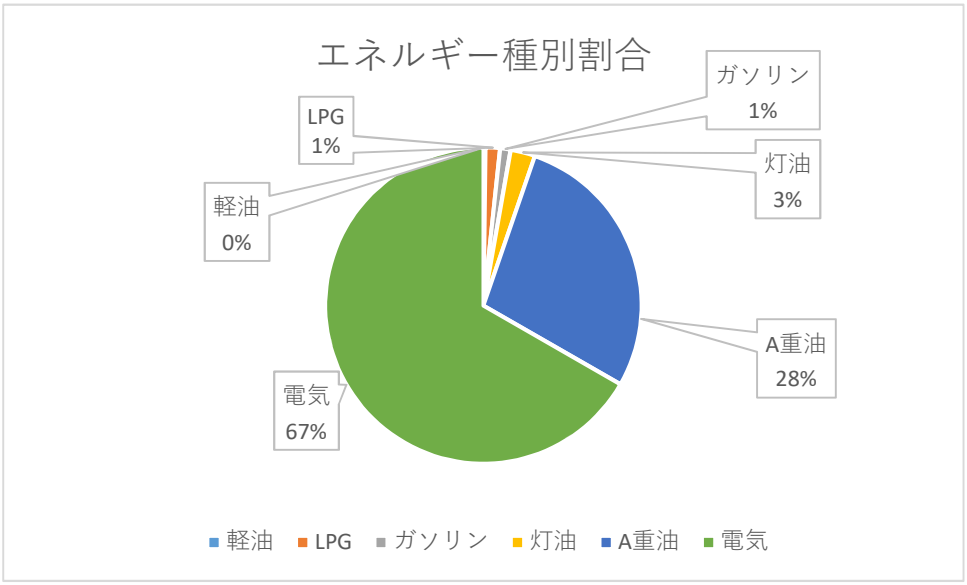

図 6　エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2019 年度）

三沢市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の大部分は二酸化炭素となっており97%を占めています。

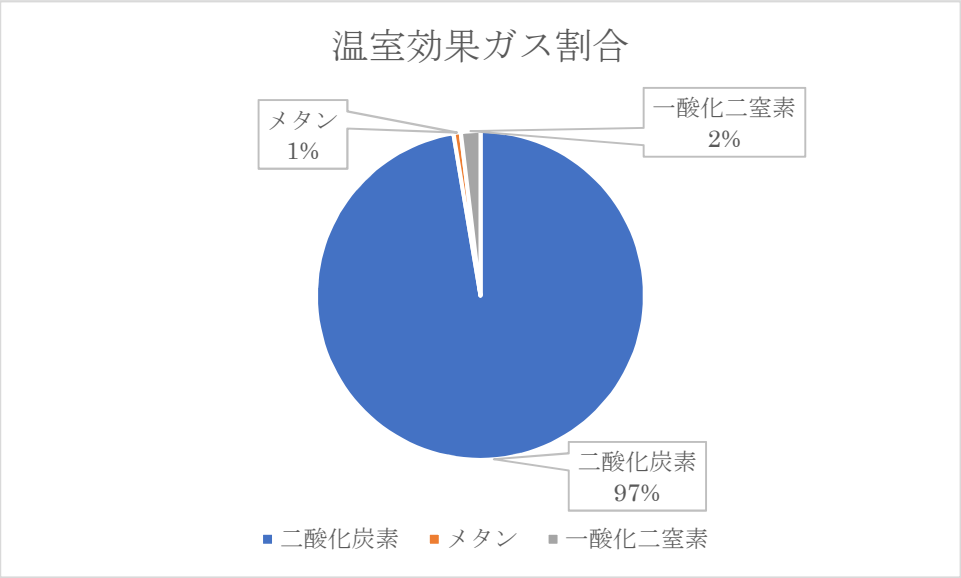

図 7　三沢市の事務・事業に伴う「温室効果ガス」の割合（2019 年度）

（2）温室効果ガスの排出量の増減要因

表 8　基準年度と計画前年度との比較

	2019 年度 （R 元年度） （基準年度）	2021 年度 （R 3 年度）	基準年度比	基準年度比 （※ 1）
二酸化炭素	26,391	26,809	1.6%	
メタン	145	166	14.2%	
一酸化二窒素	396	386	▲2.4%	
合計（t -CO_2）	26,932	27,361	1.6%	
二酸化炭素（※ 1）		26,098		▲1.1%
メタン（※ 1）		153		5.3%
一酸化二窒素（※ 1）		383		▲3.3%
合計（t -CO_2）（※ 1）		26,634		▲1.1%

※ 1　基準年度以降の施設の増減値を考慮した場合

表 8 より、三沢市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- 新規施設による増加（南部配水場、駅前交流プラザみ～くる、衛生センター）
- ごみのプラスチック割合の増加

② 減少要因

- 施設の休廃止による減少（第三配水場、滝ノ沢市民プール）
- コロナ禍における出張（公用車使用）の減少
- 各施設における節電の取組による減少

4. 温室効果ガスの排出削減目標

（1）目標設定の考え方

三沢市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

（2）温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030 年度）に、基準年度（2019 年度）比で 11%削減することを目標とします。

表 9　温室効果ガスの削減目標

項　目	基準年度（2019 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	26,932t-CO_2	23,970t-CO_2
削減率	–	11%

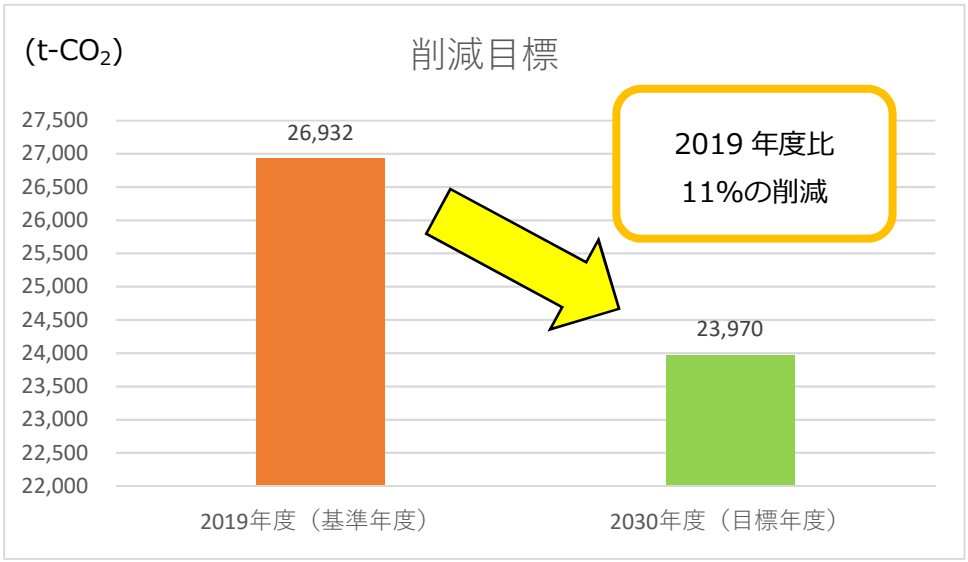

図 10　温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

（1）取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減及びごみの減量化に重点的に取り組みます。

（2）具体的な取組内容

目的		実施主体	取組の種類	個別取組
省エネルギー対策	照明・空調等のエネルギー使用量の抑制	職員	照明点灯時間の短縮（個別の消灯が可能なもの）	①窓口以外の昼休みの消灯を徹底する。 ②時間外勤務の必要照明以外は消灯する。 ③トイレや給湯室、会議室などを利用した後は消灯する。 ④事務改善等により、定時退庁を心がける。
			環境に配慮した空調管理	①冷暖房・空調器具は、温度の上げすぎ・下げすぎに注意する。 ②冷暖房・空調器具の使用状況を随時確認し、人がいない部屋ではスイッチを切る。
			各種省エネ対策	①エレベーターの利用は、必要最低限とし、階段を利用する。 ②手動ドアがある場合は、自動ドアの利用をできるだけ控える。 ③湯沸し器等は、湯温をできるだけ低温で使用する。 ④湯沸し器等の使用時は、お湯の出しっぱなしをしない。 ⑤ガスコンロの使用時は、沸騰したらすぐにスイッチをきる。 ⑥夏季にノー上着・ノーネクタイや冬季の重ね着など、「クールビズ・ウォームビズ」を推進する。
		施設管理	環境に配慮した照明管理	①器具の更新に当たっては、導入可能な部分からLED 照明に切り替える。
			環境に配慮した設備運転	①冷暖房・空調器具は、温度の上げすぎ・下げすぎに注意する。（冷房時は２８℃、暖房時は２０℃を目安とする） ②空調機器やエアコンのフィルタなどは掃除をこまめにする。 ③ガスコンロの清掃をこまめにし、ガスの通りを良くする。

				④電気や重油、灯油を使用する機器の効率的な運転を行う。
			環境性能の向上	①設備や機器の導入、更新に当たっては、環境負荷の少ない高効率エネルギー機器等を選定する。 ②再生可能エネルギー等の省エネルギー設備の導入を検討する。
	ＯＡ機器・電気製品のエネルギー使用量の抑制	職員	パソコン等のOA 機器の省エネ対策	①OA 機器の省電力機能を利用する。 ②長時間使用しない OA 機器の電源を切る。
			その他の電気製品の省エネ対策	①電気製品の利用は最小限とし、利用時以外は電源を切る。 ②暖房が効いている場所では電気ストーブは使用しない。 ③私物家電製品の利用は最小限とする。 ④冷蔵庫は適正な使用を心がける。 ⑤家電製品の買い替え時は、省エネルギータイプのものを選択する。
	公用車等のエネルギー使用量の抑制	職員	スマートムーブの推進	①スマートムーブの取組を通年で推進する。 ②事務連絡・会議・出張等は出来る限り公共交通機関を利用する。 ③近場の事務連絡・会議等は出来る限り徒歩にするか、自転車を利用する。 ④エコドライブを心がける。 （急発進、急加速をしない、減速時は早めにアクセルを離す、など）
			その他の取組	①公用車両の相乗りを励行する。 ②事務連絡等は効率的に行う。 ③草刈機や除雪機など、ガソリンや軽油を使用する機器の効率的な運転を行う。
		その他	環境負荷の低い公用車の導入	①公用車の導入・更新の際には、環境にやさしい自動車の導入に努める。

目的	実施主体	取組の種類	個別取組
廃棄物の減量対策	職員	リサイクルの推進	①片面使用済み用紙の資源回収箱の設置により、紙の裏面を有効利用する。 ②ファイリング用品は背表紙の入替などにより再利用する。 ③使用済み封筒を再利用する。 ④できるだけ詰め替え文房具を利用する。 ⑤分別収集を徹底する。
		事務用品・備品の長期使用等	①修理可能なものは出来る限り修理し、物品の長期の使用を心がける。 ②不要な物品がある場合には、庁内 LAN 等で呼びかけ、有効利用を図る。 ③使用頻度が低い物品・機材等は、出来る限り共有化し、有効利用を図る。
		その他の取組	①包装の簡素化を心がけ、物品納入業者等にも包装は必要最小限とするよう呼び掛ける。
	施設管理	廃棄物の適正処理	①市民・事業者への意識啓発に努め、ごみの減量化に対する自主的な活動を促進する。 ②分別収集の徹底等により、ごみの減量化を推進する。 ③効率的で適正なごみの処理を行う。
省資源対策	職員	用紙類の使用量の削減	①庁内キャビネットを減らしたり、全庁 LAN を利用する等により、ペーパーレス化を図る。 ②コピー前にリセットボタンを押す、複数枚の際に試しコピーをするなどにより、ミスコピーを抑制する。 ③両面コピー、2UP 印刷を推進する。 ④プリントアウトする前に画面上でミスやレイアウトをチェックする。 ⑤印刷枚数・部数の多いものは地下印刷を利用する。 ⑥会議などの各種資料の見直しを図り、必要以上の資料は作成しない。 ⑦出来る限り資料の共有化を図り、個人的な資料保管は行わない。 ⑧外注印刷物の精査、印刷物の簡素化などにより紙の抑制を図る。

			⑨外注印刷物の使用紙は再生紙を指定するなど、再資源化可能な印刷を励行する。
	施設管理	節水対策	①トイレ、洗面所、給湯室などでは日常的に節水を励行する。 ②公用車の洗車時は水を流しっぱなしにせず、バケツに水をためて行う。
物品の調達・契約に当たっての配慮	職員	グリーン購入及びグリーン契約の推進	①環境配慮契約法に基づくグリーン契約について検討する。 ②物品購入に当たっては、カタログ等を参考に、エコマーク付きの商品を選択し、環境にやさしい商品購入を心がける。
意識啓発	職員	職員の意識啓発	①職員研修での実施を検討する。 ②庁内 LAN による情報提供を実施する。 ③庁内放送、ポスター等を活用して意識啓発を実施する。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

（1）推進体制

三沢市事務事業編を推進するために、副市長を委員長とする「三沢市地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課（各施設においては所管課）に「地球温暖化対策推進責任者」を１名配置し、取組を着実に推進します。

① 三沢市地球温暖化対策庁内委員会

副市長を委員長、市民生活部長を副委員長とし、各部長等で構成します。三沢市事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 三沢市地球温暖化対策庁内委員会事務局

環境衛生課長を事務局長とし、環境衛生課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

地球温暖化対策推進責任者は、各課（各施設においては所管課）の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

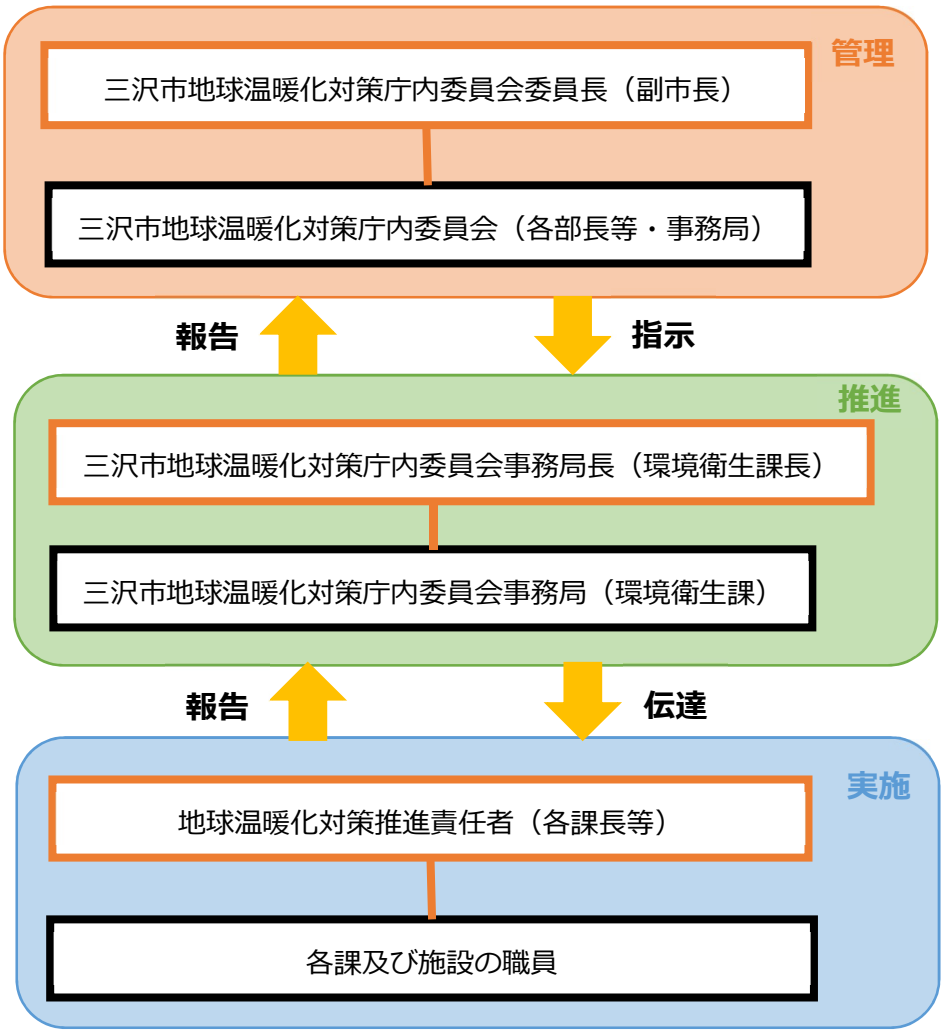

図 11　三沢市事務事業編の推進体制

（2）点検・評価・見直し体制

三沢市事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対する PDCA を繰り返すとともに、三沢市事務事業編の見直しに向けた PDCA を推進します。

① 毎年の PDCA

三沢市事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告し、承認後速やかに公表します。

② 見直し予定時期までの期間内における PDCA

庁内委員会は毎年 1 回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2027 年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2028 年度に三沢市事務事業編の改定を行います。

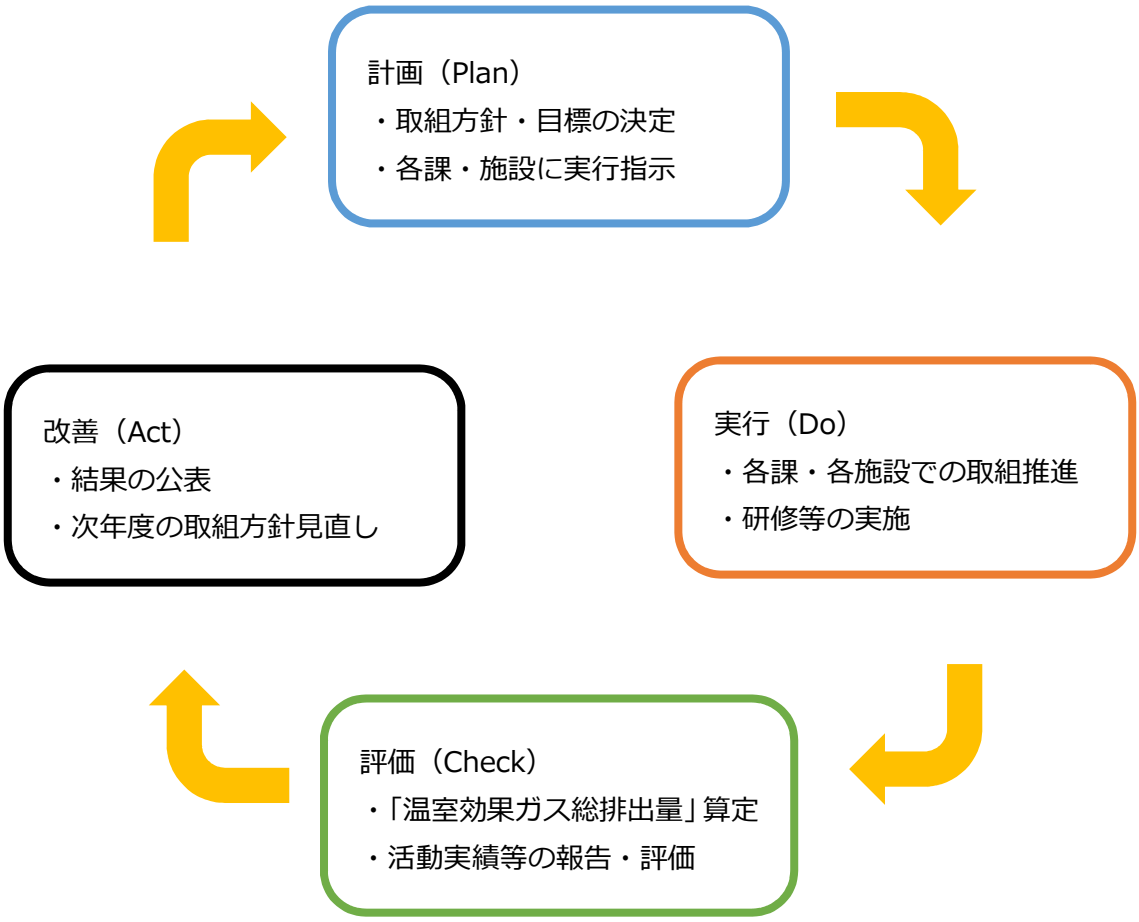

図 12　毎年の PDCA イメージ